

Q507. 基本給月額 10 万円，歩合給 8 万円（合計 18 万円）が最低賃金額以上かどうかを確かめるためには，どうすればいいですか。

基本給月額 10 万円，歩合給 8 万円（合計 18 万円）が最低賃金額以上かどうかを確かめるためには，基本給月額 10 万円，歩合給 8 万円それぞれについて所定の時間額に換算し，それを合計したものと最低賃金額を比較することになります。

仮に，一月平均所定労働時間数が 160 時間，当該賃金計算期間の総労働時間数が 200 時間とした場合，

基本給 10 万円 ÷ 160 時間 + 歩合給 8 万円 ÷ 200 時間 = 625 円 + 400 円 = 1025 円
ですから，1025 円が最低賃金額以上かどうかを確かめればよいことになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎